

# 障がい児・者のための 伊勢原市保健・福祉サービス メニューガイド 令和6年度版

発行／伊勢原市 保健福祉部 福祉総務課 作成／令和6年6月

## 障がい児・者のための相談窓口 ～お困りのことがありましたら、相談窓口へ～

名称・業務日	電話番号・受付時間	所在地	備考
障がい福祉課 月～金曜日(祝日・年末年始除く)	☎94-4720・94-4721 FAX95-7612 8:30～17:00	伊勢原市役所1階	障がいに係るさまざまな相談に応じます。
障がい者虐待防止センター (障がい福祉課内)	☎94-4721 FAX95-7612	伊勢原市役所1階	24時間、障がい者虐待に関する相談を受け付けます。
伊勢原市児童発達支援センター おおきな樹	☎79-5356 FAX79-5365 9:00～17:00	伊勢原1-24-15	主な対象者 児童(未就学児・就学児) 児童(未就学児・就学児) 知的障がい者 精神障がい者 身体障がい者 児童(未就学児) 知的障がい者 児童(就学児) 精神障がい者 児童(未就学児・就学児) 知的障がい者 知的障がい者 知的障がい者 知的障がい者 児童(未就学児・就学児) 精神障がい者 知的障がい者 精神障がい者 児童(就学児) 児童(未就学児・就学児) 知的障がい者 児童(未就学児・就学児) 知的障がい者 精神障がい者
こども教室・あん 月～金曜日(祝日除く)	☎74-5088 FAX74-5669 9:30～17:00	池端266-2	
障がいサポート コールラビ 月～金曜日(祝日除く)	☎91-7474 FAX91-7346 9:00～16:00	岡崎6940-2	
つくし相談室 月～土曜日(土曜日は第2・4)(祝日除く)	☎73-6027 FAX74-6880 10:00～16:30 *土曜日は13:30まで	伊勢原3-5-7	
しせん相談室 月～金曜日(祝日除く)	☎93-6953 FAX94-3846 9:00～16:30	桜台4-5-20	
指定特定相談支援事業所ドリーム 月～土曜日(土曜日は要予約)(祝日除く)	☎79-5151 FAX79-5151 9:00～16:00	板戸559-1	
サポートセンターひこうせん 火～土曜日	☎92-0014 FAX26-3118 9:30～17:30 *土曜日は15:30まで	下糟屋95-4	
Breeze(ブリーズ) 月～水・金・土曜日(祝日除く)	☎63-2107 FAX63-2108 10:00～16:00	沼目5-19-4	
しあわせハート相談室 (土曜・祝日を除く)	☎090-2654-7144 FAX71-5131 10:00～17:00 *日曜日は12:00まで	串橋151	
相談サポート 海 月～土曜日(祝日除く)	☎94-1990・080-4186-9979 FAX94-1990 10:00～16:00 *土曜日は9:00～15:00	三ノ宮1809-1	
貴峯荘第2ワークピア 月～金曜日(祝日除く)	☎51-6044 FAX51-6045 8:30～17:30(火曜・木曜のみ)	岡崎6530-1	
かなえ相談室 月～土曜日(土曜日は第1・3)(祝日除く)	☎74-4195 FAX74-4196 9:00～16:00	桜台1-32-3 チェリーハイムII 106	
ファミリー・サポート湘南 月～金曜日(年末年始除く)	☎79-6417 FAX79-6418 9:00～18:00	高森1845 フロンティア246ビル 504号	
こころいライフ相談室 月～金曜日	☎64-2657・070-8475-0542 FAX64-2657 9:00～18:00	板戸869-4	
相談支援事業所 語らい 月～金曜日(祝日除く)	☎75-8929 FAX75-8930 9:00～16:00	桜台1-9-12 スカイビル金田1F-C	
toiro伊勢原 月～日曜日	☎20-8495 FAX20-8496 10:00～18:00	伊勢原4-13-4 菊池店舗1階	
相談支援事業所JOYさぽーと 伊勢原 火～土曜日	☎73-8294・070-2027-9443 FAX74-4194 9:00～18:00	板戸377-3	
みなも相談室 月～金曜日	☎080-4472-0566 FAX050-7500-4665 9:00～18:00	高森3-14-26	
相談支援事業所ポピー 月～金曜日	☎91-8058 FAX91-8058 9:00～18:00	沼目2-20-39	
伊勢原市社会福祉協議会 月～金曜日(祝日・年末年始除く)	☎94-9600 FAX94-5990 8:30～17:00	伊勢原2-7-31 伊勢原シティプラザ1階	やすらぎサービス(ホームヘルパー派遣)、成年後見制度などの相談をお受けします。

## 手帳交付

サービス名	対象	内容	申請に必要なもの	問い合わせ先
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、肢体、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器等の機能に永続した障がいがある人	①手帳の提示により「鉄道運賃、バス運賃、タクシー・フェリー運賃、指定を受けた公共施設・レクリエーション施設等の割引」などが受けられます。 ②担当で必要な手続きをとれば「有料道路通行料の割引(免許証、車検証が必要)」「NHK放送受信料の免除」などが受けられます。	指定医の診断書・意見書、顔写真(縦4×横3cm)、マイナンバー	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
療育手帳(知的障がい児・者)	県児童相談所又は県総合療育相談センターで知的障がい児・者と判定された人		顔写真(縦4×横3cm)、マイナンバー	
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい事由として年金受給中の人、又は精神障がいと診断されて6カ月以上経過している人	税制上の優遇措置、水道料金の減免(1級)などが受けられます。	医師の診断書(又は障害年金の写し)、印鑑、顔写真(縦4×横3cm)、マイナンバー	

## 医療費助成

サービス名	対象	内容	申請に必要なもの	問い合わせ先
心身障がい者医療費の助成	①身体障害者手帳1・2級の人 ②知能指数35以下の人 ③精神保健福祉手帳1級の人 ④身体障害者手帳3級で、知能指数50以下の人 * 65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた方は対象となりません。 * 前年の所得が特別障害者手当における所得制限限度額以上の方、生活保護を受けている方は助成対象外	重度障がいの方が医療機関を受診する場合に、保険診療分の自己負担額を助成します。精神保健福祉手帳の方は、通院医療の保険診療分の自己負担額を助成します。入院時食事療養費は対象外です。該当者には(障)医療証を交付し、原則現物給付により助成されます。	健康保険証の写し、障がいの状況を証明するもの(身体障害者手帳など)、マイナンバー、印鑑、所得を確認できるもの	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
自立支援医療(更生医療)	満18歳以上の身体障害者手帳取得者	社会的更生を促進するため、指定された身体的障がいを除去したり、軽減するために必要な医療を公費で負担します。 * 原則1割の自己負担	医師の意見書(指定用紙)、身体障害者手帳、保険証、マイナンバー	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
自立支援医療(育成医療)	18歳未満の身体に障がいを有する児童、または障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童	その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して、生活能力を得るための必要な医療を受けることができます。* 原則1割の自己負担	医師の意見書(指定用紙)、保険証、マイナンバー	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
自立支援医療(精神通院医療)	精神科で外来診療を受けている人	精神科に通院する場合、外来診療等にかかる費用を公費で負担します。* 原則1割の自己負担	自立支援医療診断書(精神通院医療用)、印鑑、保険証、マイナンバー	障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612

## 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者支援

サービス名	対象	内容	利用者負担	問い合わせ先
障害福祉サービス	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病でサービスの必要な方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅介護(ホームヘルプ) 居宅において身体介護、家事援助などの援助を行います。</li> <li>●短期入所 介護者の疾病等により、介護が困難な場合、一時的に施設に入所することができます。</li> <li>●その他のサービス 行動援護、重度訪問介護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援など</li> </ul>	原則1割負担 (負担軽減措置あり)	障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612
日常生活用具の給付	障害者手帳を取得している重度障がい者又は難病*	日常生活の便宜を図るための用具を給付します。	原則1割負担 (負担軽減措置あり)	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
補装具の交付(修理)	身体障害者手帳取得者、難病*	障がいのある機能を補うための装具を交付(修理)します。	原則1割負担 (負担軽減措置あり)	障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612
障害児通所支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの障がい児</li> <li>②特別児童扶養手当受給者</li> <li>③特別支援学級の在籍、又は特別支援学校在籍の方</li> <li>④自立支援医療(精神)を受給している方</li> <li>⑤児童発達支援センターについては、子ども家庭相談課で必要性を求められた児</li> <li>⑥上記以外の場合は、医師による「診断書」又は「意見書」によって、療育の必要性が認められた児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援→日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等</li> <li>・医療型児童発達支援→児童発達支援及び治療</li> <li>・放課後等デイサービス→生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援</li> <li>・保育所等訪問支援→集団生活への適応のための支援</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援→重症心身障がい児等の重度の障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難なお子さんを対象に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等</li> </ul>	原則1割負担 (負担軽減措置あり) 満3歳になって初めての4月1日から3年間は無償	(相談) 障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612 ただし未就学児については、子ども家庭相談課 ☎94-4642 FAX95-7615 (申請) 障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612

\* 対象となる疾患についてはお問い合わせください。

## 身体障がい者支援

サービス名	対象	内容	利用者負担	問い合わせ先
重度障害者訪問入浴サービス	身体障害者手帳1~3級の人	家庭での入浴が困難な重度障がい者の保清や家族の負担軽減を図るため、訪問入浴車を利用した入浴サービスを実施します。 * 要介護認定者については、介護保険サービスの利用が優先	原則1割負担	障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612
福祉緊急通報システム	視覚・聴覚障がい1・2級で介護者が不在の人	NTT緊急通報システム「シルバーホンあんしん」を設置した場合、その費用の一部を助成します。	基本使用料・月額通話料	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
緊急情報等提供事業	聴覚障がい者(学齢児以上)でファクシミリを所有している人	聴覚に障がいのある方へ、防災行政無線の放送内容をファックスで送信します。	なし	☎94-4720 FAX95-7612
意思疎通支援事業	聴覚障がい者、言語機能障がい者	市役所において毎週火・金の午前中、月・木の午後に手話通訳者を配置します。また、公共機関や医療機関などに外出する際に、意思疎通を図り、自立を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	なし(交通費及び入場料等については実費負担)	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
重度障害者 移送サービス(やまどり号)	車いすなどを使用している重度の身体障がい者	リフト付きハンディキャブやまどり号を運行します。公共機関や医療機関などに行く際に利用できます。(介助者の付添いが必要)	なし	社会福祉協議会 ☎94-9600 FAX94-5990

## 知的障がい児・者、肢体不自由児等支援

サービス名	対 象	内 容	利用者負担	問い合わせ先
発達相談	心身の発達に遅れや心配のある就学前の乳幼児とその保護者	心身の発達に遅れや心配のある乳幼児に関する相談に応じます。また、必要に応じて療育機関を紹介します。	なし	子ども家庭相談課 ☎94-4642 FAX95-7615
レスパイトサービス	市内在住の小学生以上の知的障がい児・者を持つ家族	春休み・夏休み・冬休み期間、知的障がい児・者を市内社会福祉施設等にて一時的に預かり、養育や介護を行います。	あり	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
徘徊高齢者等探索情報サービス	徘徊行動の恐れがある在宅高齢者や療育手帳を持つ在宅知的障がい児・者	GPS端末機を装着することにより、24時間位置探索を行います。	あり(所得に応じて)	介護高齢課 地域包括ケア推進係 ☎94-4725 FAX94-2245
徘徊高齢者等SOSネットワーク		事前に本人情報を登録することにより、警察署や交通機関などの連絡網で迅速に検索を行います。	なし	

## 手当

サービス名	対 象	内 容	支給額	申請先
特別児童扶養手当	重度又は中度の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある20歳未満の児童を監護する父母、もしくは養育者 * 所得制限あり	政令で定める一定の身体障がい・知的障がい・精神障がいの状態にある20歳未満の児童について、福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	・重度障がい児 (R6.4月～) 月額55,350円 ・中度障がい児 (R6.4月～) 月額36,860円	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
特別障害者手当(国手当)	20歳以上で、在宅の特別重度障がい者 * 所得制限等あり	所得保障の一環として、在宅の特別重度障がい者に手当を支給します。	(R6.4月～) 月額28,840円	
障害児福祉手当(国手当)	20歳未満の在宅の重度障がい児 * 所得制限等あり	身体・知的障がいのある20歳未満の在宅の重度障がい児に手当を支給します。	(R6.4月～) 月額15,690円	
特別支援学校在学者福祉手当	市内在住の心身障がい者で、学校教育法第72条に規定する特別支援学校に在学する人	心身障がい者で特別支援学校に在学している人に対して、手当を支給します。	・小学部以下 年額48,000円 ・中学部以上 年額57,000円	
在宅重度障害者介護手当	在宅で身体・知的障がい者を介護している家庭(ほかに条件あり)	在宅で身体・知的障がい者を介護している家庭に対し、手当を支給します。	年額30,000円	
障害者福祉手当	①身体障害者手帳の取得者 ②療育手帳の取得者 ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の取得者	毎年4月1日時点で、在宅の身体・知的障がい児・者及び精神障害者手帳1・2級取得者に手当を支給します。 *「特別障害者手当」などの国の手当を受給していない人	・重度 年額25,000円 ・中度 年額17,000円 ・軽度 年額 9,000円	

## 助成等

サービス名	対 象	内 容	担 当
施設通所交通費の助成	社会福祉施設などに通所する障がい者	社会福祉施設などに通所する障がい者の交通費を助成します。	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
重度障害者福祉タクシーの利用助成	①身体障害者手帳1・2級(聴覚障がいを除く) ②療育手帳A1・A2 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④特定疾患者	重度の障がい者がタクシーを利用する際、その費用の一部として、500円券を年間48枚、100円券を年間30枚交付します。血液透析治療の者は500円券を年間24枚割増交付します。 *自動車燃料費助成との重複利用はできません。	
自動車燃料費の助成	①身体障害者手帳1～3級の人 ②療育手帳A1・A2の人	身体障がい者が自己で所有する自動車を自ら運転する場合、または重度知的障がい者又は身体障害者手帳1・2級の人自己又は同居家族が所有する自動車を、当該障がい者のために同居家族が運転する場合の自動車のガソリン費用の一部を、1ℓあたり50円、月に45ℓを限度として助成します。血液透析治療の者は1ℓあたり50円、月に65ℓを限度として助成します。 *福祉タクシー券との重複利用はできません。	
有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳所持者が自ら運転する、もしくは身体障害者手帳(第1種)、療育手帳A1・A2所持者のために介護者が運転するとき	身体障がい者が自ら運転する、もしくは身体障害者手帳第1種、療育手帳A1・A2の障がい者のために介護者が運転するときに、日本道路公団などが管理する有料道路の通行料について概ね5割の割引が受けられます。(ETC利用についても同様) *営業車両や軽トラック等、車種によって適用の対象にならないものがあります。	
自動車運転免許取得費の助成	次に該当する身体障害者手帳取得者 ①上肢1級 ②下肢・体幹・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸障がい1～4級 ③運動機能障がい上肢機能1級、移動機能1級～4級	下肢などの重度障がい者が運転免許を取得する場合に、その費用の一部として10万円を限度として助成します。	
自動車改造費の助成	上肢・下肢・体幹機能障がいの身体障害者手帳所持者で、自動車改造を必要とする人 * 所得制限あり	身体障がい者が自ら所有し、運転をする自動車のハンドルやアクセルなどを改造する場合、その費用の一部として、10万円を限度に助成します。	
自動車取得税・自動車税の減免	障がい者のために使用する自動車の所有者(納税義務者)	障がい者のために使用する自動車について、自動車取得税(☆1)や自動車税(☆2)、軽自動車税(☆3)が減免されます。障がい者1名に対し、対象となる自動車は1台です。	☆1 自動車税管理事務所湘南駐在事務所 ☎54-2011 ☆2 平塚県税事務所 ☎22-2711 ☆3 市民税課 ☎94-4711
重度障害者住宅設備改良費の助成	①1・2級の身体障害者手帳取得者 ②知的障がいIQ35以下の人 ③3級の身体障害者手帳取得者で、知的障がいIQ50以下の人	重度障がい者のために玄関や台所、トイレなどを改造する場合、費用の一部として80万円を限度に助成します。(所得に応じて補助率は異なります) *要介護認定者については、介護保険サービスの利用が優先。	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金	在日外国人などの高齢者や障がい者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない人 * 所得制限あり	在日外国人などの高齢者や障がい者で、国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない人に対し、福祉給付金を支給します。 高齢者 月額20,000円 重度障がい者 月額38,000円 中度障がい者 月額26,000円	
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成	両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上で聴覚障がいを事由とする身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の方	身体障害者手帳の交付は受けていないけれど、聞こえづらさのあるお子さんの学習やコミュニケーション能力の向上を支援するため補聴器の購入費を助成します。利用者負担は原則として基準額の3分の1です。	

その他

サービス名	対象	内容	利用者負担	担当
心身障害者扶養共済制度(県制度)	県内に在住し、将来も独立自活することが困難な知的・身体・精神障がい者の扶養者で、65歳未満の健康な人	心身障がい者の扶養者(保護者)が共済加入し、掛け金を支払い、保護者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した場合に、残された障がい者に年金を支給します。障がい者が死亡した場合には、保護者に弔慰金が支給されます。	—	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
ふれあいゴミ収集	自らごみ出しができず、日常的に介助・介護が必要な障がい者のみの世帯	週1回、清掃リサイクル課職員が玄関先に伺い、家庭ごみの収集を行うとともに、一声かけて安否の確認を行います。 *身近な人の協力が得られる場合は除きます。	なし	障がい福祉課 障がい者支援係 ☎94-4721 FAX95-7612
日常生活自立支援事業(伊勢原あんしんセンター)	市内在住の身体・知的・精神障がい者、認知症高齢者など	判断能力に不安のある障がい者や高齢者などの権利と財産を守り、地域で安心して暮らすための支援をします。 ①福祉相談サービス ②日常的金銭管理サービス/福祉サービス利用援助 ③書類等預かりサービス	①は無料 ②は前年所得税額に応じて支援活動1回につき0~2,500円 ③は年額 6,000円	
車いすの貸出し	一時的に車いすが必要な人	通院や外出などで一時的に車いすが必要な人に貸出しを行います。貸出し期間は最長で3ヶ月まで。	なし	社会福祉協議会 ☎94-9600 FAX94-5990
紙おむつの支給	次の状態で定期的な見守りが必要な方 ① 身体・知的・精神障がい者 ② 介護保険の要介護1以上の認定を受けている方 ③ 難病患者の方など	在宅で介護が必要な障がい者や高齢者などに対し、月に1回(Sサイズは2ヶ月に1回)民生委員が訪問して、紙おむつなどを支給します。 ・パンツ型、テープ止め型(S・M・Lサイズ)・・・10枚程度 ・平型、尿パット・・・30枚程度	なし	
やすらぎサービス(ホームヘルパー派遣)	市内在住で、利用会員に登録した人	虚弱な人や身体の不自由な人、ひとり親家庭など、日常生活で困っている人の負担を軽くするため、家事援助や介助サービスなどのホームヘルプサービスを提供します。	【年会費】2,000円 【8:00~18:00】1時間当たり1,000円 【上記時間外】1時間当たり1,200円	
訪問指導	40歳から64歳以上までの人で、訪問看護ステーションの利用がなく、疾病や年齢、家庭環境などから指導の必要があると認められる人	疾病などにより介護予防が必要な状態にある人に対し、保健師または看護師が家庭訪問し、保健指導を行います。	なし	健康づくり課 健康づくり係 ☎94-4609 FAX93-8389
特別支援学級レクリエーション	市内支援学級在籍の児童・生徒及びその兄弟姉妹・保護者	支援学級在籍の児童・生徒が体を動かす場や保護者同士の情報交換等の交流の場を提供します。	なし	スポーツ課 スポーツ係 ☎94-4628 FAX93-8389
障がい者スポーツ教室	市内在住、在勤、在学の身体障がいのある人	障がい者一人ひとりの体力・健康の維持増進を図り、気軽に運動・スポーツ活動をする教室を開催します。	なし	

制度の名称	対象	内容	担当
災害時要援護者避難支援登録制度	①身体障害者手帳1、2級の人 ②療育手帳A1、A2の人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の人 ④難病患者(特定疾患の認定を受け、特定疾患医療受給者証を所持している人)	災害発生時に、高齢者や障がい者などのうち、迅速に避難行動をとることが困難な人(災害時要援護者)が地域の中で情報の伝達や避難の支援などを受けられるような体制づくりを地域の皆さんとともに進める制度です。	障がい福祉課 障がい福祉係 ☎94-4720 FAX95-7612
いせはら救急安心キットの配布	次の障がい者でひとり暮らし又は障がい者のみの世帯又は障がい者と65歳以上の高齢者の世帯の人 ①身体障害者手帳1・2級の人 ②療育手帳A1・A2の人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の人	かかりつけの医療機関や緊急連絡先などの情報を、緊急時に備えてあらかじめ準備していただくものです。	福祉総務課 福祉政策係 ☎94-4718 FAX95-7612